

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日：令和2年5月13日

事業所名：リハ・リハキッズ Powers

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	空きスペースにて実施	出来ている。	機能訓練を実施する上で、器具の配置を考える必要がある
	2 職員の適切な配置	法令で必要とされている配置数及び専門職員が配置されている、日により指導員がプラスされることもある	出来ている。	今後も継続にて行う
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	ワンフロアで車椅子でも屋内に入る事が出来るバリやフリーになっている	問題ない	
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	状況に合わせたスペース作りを行っている	問題ない	日々の整理整頓などにより今後も環境整備を継続していく
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	直接支援している職員が目標設定され、実施されている		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	第三者の介入なし		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	管理者によるOJTが基本になり、月1回の拠点研修、年1回以上の会社での職員研修を実施している		
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	アセスメントの結果を専門職と分析検討し、計画書を作成している	計画に添った支援が行われている	今後も保護者の立場に立って計画書を作成し行っていく
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	身体状況に合わせた内容にて専門職別に計画書を作成している		今後も継続します
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	リハビリや療育が家庭でも活かされる計画書を作成している		子供の成長に合わせて家庭でも取り入れることができるような計画書を作成していく

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
適切な支援の提供 t (続き)	4	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	計画書に沿って実施している	
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	業務前のミーティングや空き時間を利用して行っている	
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	長期休暇には集団で参加できる遊びを取り入れている	出来ている。
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	季節に応じたアクティビティーを取り入れたプログラムを設定している	
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	ホワイトボードを使用したスケジュールを組んでいる	
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	特別な打ち合わせ時間としては設定していないが、実施記録記入などを行いながら実地共有している	
	10	日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	毎回実施記録記載にて、次回に繋げている	
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	6カ月毎にモニタリング実施、モニタリングに沿って面談を行い、計画書を見直している	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	現在自発管のみが参画している		今後担当職員の参画を検討していく
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を取り、児や親がストレスなく安心して生活できるよう支援している		地域との連携に関してはご家族様の了承を得た上で今後は検討していく
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	月一度以上はケアする上で協力医療機関と連携を行っている、主治医に関しては申込時に連絡先として用紙に記載して頂いている		
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	送迎時等に情報共有は行っているが		
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	卒業後の支援について、西障害者支援センターにて情報収集は行っている		卒業される子どもが未だいなかったが、今後に備え卒業後情報共有する上で支援先との連携は必要になる
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	利用児の様子などを見学に行くなど連携共有は出来ているが、研修では職種によって(機能訓練担当職員)は研修を受けている		
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	隣接されている託児所との交流は出来ているが、以外の特別な交流はしていない	感染症の事を考えると必ずしもあった方が 良いとも言えない	隣接された託児所との交流はあるが、外部に子どもたちを連れて行くには難しく、今後の交流としては考えて難しい
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	事業所では行っていないが、会社としては秋祭りなどのイベントを実施している		

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時に説明しているとともに、事業所内に負担内容等、重要事項を掲示している		
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	送迎時にフィードバックの時間を設け説明している		
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	アドバイスや、年2回の保護者向け研修実施をしている	わからない	年2回の保護者会の発信をわかりやすくしていく必要がある
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	共通理解する上で連絡帳の活用、送迎時のコミュニケーションを行っている		
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	面談時や、家族様のお迎え時などに		
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	年2回の茶話会を通じて、保護者様同士の語らいの場を設けている	どちらも言えない	年2回の保護者会の発信をわかりやすくしていく必要がある
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情については児童発達管理せ筋者が窓口となり対応しています		
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	送迎時や、連絡ノートを活用し、子どもの状況や家庭の状況など常に共有し理解できている		今後も継続します
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	2カ月に1回の通信発行により活動概要、行事予定などを掲載している		
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	カルテ等の個人情報が記載された書類に関しては、鍵付きのロッカーで管理。写真撮影時は家族様の了承の上、顔が写らないよう加工している		

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	緊急時対応マニュアル感染症対応マニュアル策定し、職員へ周知しています。	わからない	防犯マニュアルは今後すぐにも策定し他のマニュアルも同じく保護者様へ周知いたします
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	サービス提供時間外に年2回、防火訓練、自然災害を肯定し手の訓練を実施	わからない	サービス提供時間内に児童を含めた訓練実施を検討していく
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	年2回の動画を含めた児童虐待防止研修を実施		今後も継続します
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	重症心身障碍児の施設では危険性が多く、保護者様より説明を受け理解し、こちらからの説明もさせて頂いているが、計画への記載はされていない		事前説明としては不十分であり、今後は計画書への記載も検討していく必要あり
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	食事・おやつの提供無、ご家族様の持たせたおやつのみである		今後も食事・おやつの提供はありません
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット事例が起こった際にはヒヤリハットの報告書を作成、職員間で共有します		今後も継続していく